

受動喫煙防止対策に係る財政支援について

I 国(厚生労働省)による財政支援

(助成金)

○喫煙室設置に係る助成金^(※1)

- ・対象業種、設備等： 飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対し、喫煙室設置に係る費用の 1/4、上限 200 万円で助成する。

(※1)23 年度概算要求中であり、確定しているものではない。

(融資)

○生活衛生貸付(設備資金)

- ・実施主体： (株)日本政策金融公庫
- ・基準利率： (1)～(3)について、2.05～3.05%^{※2}(年利)

(※2) 5～20 年以内の返済の場合。また、担保、第三者保証人を提供する融資の場合。

(1)一般貸付

- ・対象業種： 飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業等(設備資金)

(2)振興事業貸付

- ・対象業種： 飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業等(設備資金)

(3)受動喫煙防止資金

- ・対象業種： 飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業またはサウナ営業を営む会社・個人
- ・対象設備： 店舗など多数の人が利用する施設において、他人のたばこの煙を吸わされることを防止するために必要となる施設・設備

II 地方自治体による財政支援(神奈川県の場合)

(融資)

○小規模事業資金(分煙設備等整備融資)

- ・対象業種： 従業員数30人^(※3)以下の小規模事業者、従業員数30人以下の医業を主たる事業とする法人

(※3)商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については10人

- ・対象設備： 分煙の措置又は喫煙所の設置に必要な経費
- ・融資利率： 2.1%以内(固定金利)

(利子補給)

○中小企業受動喫煙防止設備資金利子補給

- ・対象業種： ①かつ②を満たす事業者

① I (3)受動喫煙防止資金 又は

II 小規模事業資金(分煙設備等整備融資) を受けた事業者

②従業員数30人^(※4)以下の小規模事業者、従業員数30人以下の医業を主たる事業とする法人

(※4)商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については10人

- ・利子補給率： 融資利率の 1/2